指定管理者の候補者の選定結果概要

施設名称		 次	己高庵			
施設所管課			産業観光部観光振興課			
施設概要			所 在 地:滋賀県長浜市木之本町古橋 1094 番地 構造・面積:①本館 鉄骨造平屋 延床面積 1,396.78 ㎡ ②茶室 木造平屋 延床面積 32.40 ㎡			
			③瞑想ルーム(三献の間)木造平屋 延床面積 19.84 ㎡ ④東屋 木造平屋 延床面積 19.44 ㎡ 開設年度:平成8年度 施設内容:本館(客室11・大広間1・レストラン1・大浴場2)、茶室			
			(茶室1)、多目的室(三献の間1)、東屋(2)			
	募集方法		非公募			
	募集要項配付期間		令和4年9月7日~令和4年10月12日			
	甲哥	青書類受付期間	令和4年10月4日~令和4年10月12日			
		指定期間	令和5年4月1日~令和7年3月31日(2年間)			
募集概要	募集内容	指定管理 業務內容 指定管理料 限度額	① 長浜市宿泊観光施設条例第3条各号に掲げる事業の実施に関する業務 一 観光施設の利用に関すること。 二 観光、レクリエーション及び地場産品の振興に関すること。 三 観光その他の地域情報の提供に関すること。 四 観光施設の利用者等に便益を提供するため、飲食業、物品販売等の営業の用に供すること。 五 その他設置の目的を達成するために必要な業務 ② 管理施設(附帯設備を含む。)の維持管理に関する業務 ③ 管理施設の使用許可に関する業務 ④ 管理施設の使用に係る利用料金の徴収に関する業務 ⑤ その他 令和5年度 6,128,000円 令和6年度 6,128,000円 ※ この額は、現行の消費税率(10%)に基づき積算しています。協定の締結及び支払いにおける指定管理料の額は、その時期に応じた消費税率で計算し直したものとします。			
			申請者(合計1者)	共同申請の		
_1	Harres	_	所在地 名称	場合の構成		
応募	応募状況		申請者 A 長浜市木之本町木 之本 1757 番地 2 株式会社ふるさと夢 2 社きのもと			
77	審査方式		己高庵施設指定管理者選定委員会において、指定管理者指定申請書 の審査や申請者へのヒアリング等を実施し、審査基準に基づき申請内 容を総合的に判断し、指定管理者の候補者としての妥当性を審査しま す。			
及び	選定委員会委員		5人			
結果	審査経過		第1回選定委員会(令和4年8月30日開催) 施設所管課から指定管理者の募集概要の説明を受け、募集要項、仕 様書等を審査し、募集方法及び審査基準を決定した。 第2回選定委員会(令和4年10月26日開催) 申請者の申請書の審査及びヒアリング等を実施し、審査基準ごとに			

1			111.2.11.241.2	I tota me to the to the sale		
		採点を行い、その採点結果を判断基準として指定管理者の候補者の適 否を判断した。				
		1 事業計画書による公の施設の運営が住民の平等な利用を確保できるものであること。 2 事業計画書の内容が当該公の施設の効用を最大限に発揮するも				
		のであること。 3 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が				
審了	查基準	図られるものであること。 4 事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。 5 その他市長が当該公の施設の性質又は目的に応じて定める基準 ※ 上記1~5のほか、現指定管理者の管理運営実績の評価を反映させます。				
	指定管理者の					
	候補者	株式会社ふるさと夢公社きのもと				
	審査結果及び理由	【審査基準に基づく採点結果】				
		審査基準	配点	申請者の点数		
		審査基準1	75	51		
		審査基準2	325	195		
		審査基準3	100	76		
		審査基準4	250	152		
審		審査基準 5	250	170		
審査結果		合計	1,000	644		
果		(参考)100点換算割合	100	64. 40		
		【指定管理料の提示額】				
		申請者		示額		
		申請者A 6,128,000円/年 【理由】				
		株式会社ふるさと夢公社きの管理運営を担ってきており、木地元自治会との景観保全活動とから、指定管理者候補として後は、さらなる創意工夫にめ、集客促進に取り組んでいた期待する。	、之本地域の人材 等を通じた地域で で適当と判断した こよる収益性の確 こだき、利用者の	活用・雇用機会の創出、 貢献は評価ができるこ 。 保、地域との連携を深		
		株式会社ふるさと夢公社きのもと 【理由】				
定す補者	る指定管理者の	長浜市指定管理者選定委員会第1委員会の審査結果をふまえ、長浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条の各号のいずれにも適合し、最も適切に管理を行うことができると認められるため、上記の団体を己高庵の指定管理者の候補者に選定した。				